

五種類の水の用途

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者	小平, 権一
巻/号	4巻2号
掲載ページ	p. 187-189
発行年月	1960年7月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



五種類の水の用途

——水に関する昭和35年度予算——

小 平 権 一

水の用途は、大体において、(1) 田畑灌漑用水、(2) 魚類用水、(3) 水力電気用水、(4) 工業用水、(5) 都市飲料用水の5種に分れておる。徳川時代においては、山林から湧出する水を田畑灌漑用に利用するのほかに別に用途はなく、これがために魚類もその川に生活をたのしげにしておった。江戸時代においては、都市の飲料水に使用しているむきもあったが、それは例外で、井戸が原則であった。明治、大正、昭和に進むに従って、水の用途はますます増加し、殊に今度の戦争後においては、水力電気用水、工業用水、都市飲料用水等の用途が激増し、これらの関係者において、常に争議の元となっており、殊に最近において一層はげしくなってきた。たとえば、通商産業省公益事業局水力電気事業課の仕事を見るに、8,496千円(ガス事業と共管、昭和35年度予算)の金額を使用して、水力電気も田畑灌漑用水もともに利益になっておる。しかるに、魚類に至っては、ダム建設ごとに、上流に稚魚がのぼって行くのは、非常に困難になって来た。鰻の如きは、海において卵を生んで、それを下流から上流にさかのぼらすことは、間にダムがあるために、全く不可能となって来た。かくの如きことは、天竜川の各所のダム、または信濃川における各所のダムにおいて、よく経験するところである。次に通商産業省の所管である工業用水にとって見ても、工業のために流水をせき止めて工場に流入し、工場から有害なる水を流す事件は、年々相続いておこっている。田畑灌漑用水および魚類の繁殖とは利害相反している。足利銅山の如きは、毒水を流し、大問題を起したことは周知のことである。

なお通商産業省においては、工業用水道事業費としては、1,271,067千円を35年度予算に計上しておるが、水力電気事業とともにうまく使用してもらいたいものである。また厚生省においては、35年度予算において、簡易水道等施設費1,173,898千円、建設省においては、東京都ほか4都市および一般都市下水道等施設費1,319,000千円を認めておるが、主務省においても、他の主管省とよく連絡をとって、手ぬかりのないようにしてもらいたいものである。

農林省の森林法、土地改良法、建設省の河川法等について、いま少しく説明して見よう。農林省林野庁における森林法について見るに、森林計画、保安林その他森林に関する行政の基本的事項を決定しておる。すなわち農林大臣は5年ごとに森林基本的

計画を定め、(1) 幼齡林を皆伐しないこと、(2) 幼齡林については、育林上必要な周期で間伐すること、(3) 皆伐した伐採跡地には、伐採後2年内に造林すること、(4) 急傾斜地における森林を皆伐しないこと等とし、農林大臣はまた、保安林を設定しておるが、その目的は、(1) 水源の涵養、(2) 土砂の流出防備、(3) 土砂の崩壊の防備、(4) 飛砂の防備、(5) 風害、水害、潮害、干害、雪害、または霧害の防備、(6) なだれ、または落石の危険の防止、(7) 火災の防備、(8) 魚つき、(9) 航行の目標の保存、(10) 公衆の保健、(11) 名所または旧跡の風致の保存等とし、かくの如くにして、農林大臣は山林の維持に努力しておる。

また農林大臣は、水産庁をして、漁業者および漁業従業者を主体とする漁業調整機構の適用によって、水面を総合的に利用し、それによって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とするという趣旨により、漁業者および漁業従業者を督励しておる。

これと同時に、農林大臣は、土地改良法においては、農地局をして、(1) 田畑灌漑排水施設、農業用道路その他農地保全または利用上必要な施設、廃止または変更、(2) 区画整理、(3) 開田または開畑、(4) 埋立または干拓、(5) 農地またはその保全もしくは利用上必要な施設の災害復旧、(6) 農地に関する権利ならびにその農地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利および水の使用に関する権利の交換分合、(7) その他農地の改良または保全のため必要な事業等を行わしむるものである。これを要するに、田畑の灌漑のために、山林より湧出する水を利用するを目的とするものであって、その余水を排水するが、その分量は至って少なくない。

これに対し、昭和35年度の予算関係を見るに、林野庁においては、保安林関係では21,053千円、森林計画においては366,628千円、造林事業費においては、2,541,966千円、林道費においては2,189,581千円、山林施設災害復旧費においては1,243,000千円である。また水産庁においては、漁港施設災害復旧費1,904,880千円、十和田湖孵化場、日光養魚場その他養殖施設費59,823千円、伊勢湾高潮対策事業費551,000千円である。林野庁および水産庁の費用は、何れも山林から湧出する水を河川を経て海にまで流すための諸般の費用である。農地局においては、土地改良事業費19,339,353千円であって、これは主として山林から湧出する水を途中で灌漑用水に利用するが目的である。以上のほか35年度予算において、農業施設災害復旧費等11,779,096千円、および伊勢湾高潮対策費1,984,389千円を計上しておる。

建設省においても河川を管理し、河川法においては、地方行政庁の認定するところにより河川が定まり、河川ならびにその敷地もしくは流水は私権の目的たることをえざるものとし、さらに工作物の新築、改築、除却せんとするものは地方行政庁の許可を受けなくてはならない。すなわち、(1) 流水を停滞せしめ、もしくは引用し、または流水の害を予防するために施設する工作物、(2) 河川に注水するために施設する工

作物、(3) 河川の区域内において敷地に固着して施設する工作物、河川に沿う工作物、河川を横過する工作物、河川を床下において施設する工作物、(4) 土石(砂を含む)を採取するもの、(5) 河川の敷地、流水を占用せんとするもの、(6) 流水の方向、清潔、分量、幅員、深淺、敷地の現状等に影響のある工事または営業の行為は命令をもってこれを禁止し、または制限しまたは地方行政庁の認可を受けしむること等である。また河川の関係する費用は府県の負担とし、国庫は2分の1を負担とする。かくの如く、河川は山林から湧出する雨水を河川で受くるのであって、森林法と河川法とは同じ方向にむいておる。しかし、河川等の災害復旧事業費等 41,958,678 千円および伊勢湾高潮対策費8,589,000 千円を35年度予算に計上しておる。建設省の大都市、一般都市の公共下水道および厚生省の簡易水道等の施設については既に説明したるをもって、ここには省略する。

次に運輸省においては、伊勢湾高潮対策費 2,331,000 千円、港湾施設災害復旧事業費 2,642,569 千円を35年度予算に計上しておる。また通商産業省においては、水力電気事業のために35年度予算に要求しておるが、既に説明してあるをもって、ここには省略する。また通商産業省においては工業用水道事業費 1,271,067 千円を35年度予算に計上しておるが、主管省間において合議してよく善処してもらいたいものである。

しかし、農林省、厚生省、建設省、通商産業省、および運輸省の昭和35年度予算を計上したる金額を比較するに、農林省および建設省においては、山林、河川等が大部分であって、その金額は 6,477,100 万円にのぼっており、山林、河川等に投ずる費用は大きな金額である。農林省、建設省および運輸省において伊勢湾対策費が35年度の予算に 1,112,300 万円計上しておるが、臨時資金としては、山林、河川と同様にかなり大きな金額である。これと対比して、農林省農地局、通商産業省、厚生省、建設省は、田畑灌漑用水、水力電気用水、工業用水、都市飲料用水に利用するものであって、35年度予算において農地局の所管する土地改良事業等に 2,339,600 万円、厚生省の簡易水道および建設省の都市水道の合計 247,200 万円、通商産業省工業用水道事業費127,100万円、水力電気800万円を計上しておる。農林省、厚生省、建設省、運輸省、通商産業省の主管省においては、それぞれところ宜しきを得ているけれども、今後一層主管省間において連絡を取ってもらいたい。殊に農林省と建設省との間においては、今よりもなお一層連絡を取り、よく積極的に合議してもらいたい。また農林省と通商産業省との間においても、殊に、水力電気課と農地局との間においては、一層連絡を取ってもらいたい。また、伊勢湾高潮対策費については、農林省、建設省、運輸省に分れておるが、なるべく一所にしてももらいたいものである。(元農林次官)